

野洲市地域公共交通会議事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約第14条第3項の規定に基づき、野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の会計及び庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、野洲市市民部協働推進課（以下「協働推進課」という。）の課長又はこれに準じる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局員は、協働推進課の職員をもって充てる。

（専決）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、交通会議の会長（第8条において「会長」という。）の決定を受けて処理しなければならない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 会議の規程の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い及び処理）

第5条 事務局における文書の取扱い及び処理については、野洲市文書管理規程（平成16年野洲市訓令第6号）の例による。

（会計事務の処理）

第6条 出納その他会計事務については、別に定める財務規程によるものとする。

（公印）

第7条 交通会議の公印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が保管する。

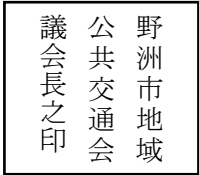
（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和5年4月 日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	ひな型	書体	形状	寸法	個数
野洲市地域公共交通会議会長之印		てん書	正方形	21mm× 21mm	1